平成 22 年 11 月 12 日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会委員長 酒井 喜正

介護サービス情報公表制度の見直しに関する要望書

今般すすめられている介護サービス情報公表制度の見直しは、利用者 へのサービス選択に資するあり方の視点に立ち、以下により検討される ことを要望する。

1. 介護サービスの質の向上策の強化が必要

介護保険サービスは、引き続き、各事業者の提供する介護サービスの質の向上につながる策を制度的に強化させる必要がある。その際、第三者が関与する仕組みは極めて重要であり、情報公表事業、監査、第三者評価事業等のあり方を総合的に検討する必要がある。

2. 公表情報の信頼性の担保が重要

事業者への調査が廃止されると、介護サービス情報は、各事業者の自己申告によるものとなり、情報の正確さや信頼性が危ぶまれる。したがって、調査を維持し、公表情報の信頼性を担保する措置を講じる必要がある。

3. 見直しを実行する場合には激変緩和措置を

手数料の廃止により、指定情報公表センター、指定調査機関は事業運営費が確保できず、とくに、調査員等の解雇をせざるを得ない。

急激な政策転換による影響が解雇に直結しないよう緩和措置を講ずることが必要である。